

令和 8 年度

監 査 等 実 施 計 画 書

牛久市監査委員

令和8年度監査等実施計画書

第1 監査等の目的

市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資すること。また、監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出すること。

第2 基本方針

牛久市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づき、監査等並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。

第3 監査等の着眼点（重点項目）

- ・関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- ・違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ・事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。
- ・慣例、前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。
- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・機構組織は社会経済情勢の変化及び行政需要に対して適合し、運営上不合理な点はないか。
- ・財政援助団体等は適正な会計帳簿、領収書等の整備及び目的に合った支出をしているか。
- ・過年度の監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に実施されているか。

第4 監査等の種類

1 監査

(1) 定期監査（法第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、市の組織及び運営の合理化に努めているか監査する。原則として全課等の事業を任意に指定して実施することとし、行政監査も加味して行うものとする。

(2) 工事監査（法第199条第4項）

必要があると認めるとき、市が行う工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的に行われているかどうかを監査する。なお、技術面については、専門性が要求されるので、専門家に依頼する。

(3) 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 行政監査（法第199条第2項）

必要があると認めるとき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、市の組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(5) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

市が財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の中から選定し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

(6) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項）

必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかどうか監査する。

(7) 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）

住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査する。

(8) 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）

選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(9) 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）

議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(10) 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項、第 243 条の 2 の 2 第 3 項）

市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

2 審 査

(1) 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(2) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(3) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(4) 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）

資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

3 検 査

(1) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の出納事務が適正に行われているか検査する。

(2) 会計管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求（法施行令第 168 条の 4 第 3 項）

会計管理者が行う指定金融機関等の検査について、必要があると認めるとき、その結果について報告を求める。

第5 監査等の実施

1 監査等の基本的事項

- (1) 本年度の監査等は、別表に定める年間計画表に基づき実施するものとする。
- (2) 監査委員は、監査等を行うときは、監査等をする日の7日前までに監査対象課等に対して、必要事項を通知するものとする。
- (3) 監査対象課等は、監査委員が指示した調書及び資料等を、指定された日までに作成し監査委員に提出するものとする。
- (4) 監査対象課等において、監査等の日程を変更しなければならないときは、監査委員と協議の上日程を変更するものとする。

2 監査等の手法

- (1) 監査等補助職員は、監査対象課等から提出された調書及び資料等により、事前監査等を行うものとする。
- (2) 監査等は、監査対象課等から提出された調書及び資料等を検証し、関係職員等の説明を聴取することによりこれを行う。なお、必要に応じて現地調査及び照合等を行うものとする。
- (3) 監査委員は、必要があると認める場合には資料等の提出を追加で求めることができるものとする。

3 監査等の報告・公表

- (1) 監査委員は、原則として監査の終了後に、講評を行うものとする。その後、法令等の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定し、市長及び関係機関の長等に提出し、かつ、これを公表するものとする。
- (2) 監査委員は、監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

4 監査等措置の報告

市長及び関係機関の長等は、監査等の結果に基づき、又は監査等の結果を参考として措置を講じたときは、法第199条第14項及び第15項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知するものとする。

この場合においては、監査委員は、この通知に係る事項を公表するものとする。

別表

令和8年度 監査等年間計画表

月	実施監査等	内 容	備 考
4月	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	随時監査、行政監査及び指定金融機関等に対する監査は、必要に応じて実施する
5月	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
6月	決算審査	事前審査	
	基金運用状況審査		
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
7月	基金運用状況審査	事前審査	
	健全化判断比率等審査		
	決算審査	事前審査・本審査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
	財政援助団体等監査	対象団体選定・実施通知	
8月	決算審査	本審査・審査意見書提出	
	基金運用状況審査		
	健全化判断比率審査		
	資金不足比率審査		
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
	財政援助団体等監査	事前監査	
9月	定期監査	対象事務事業選定・実施通知	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
	財政援助団体等監査	事前監査	
10月	財政援助団体等監査	事前監査・本監査	
	定期監査	事前監査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
11月	定期監査	事前監査・本監査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
12月	定期監査	事前監査・本監査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
1月	定期監査	事前監査・本監査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
2月	定期監査	事前監査・本監査	
	例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告	
3月	定期監査	監査結果報告書提出	
	財政援助団体等監査		
		例月出納検査	事前検査・本検査・検査結果報告